

# 就学助費入学準備金の申請受付



就学援助費とは、市立など国公立の小中学校に在籍している児童・生徒の保護者で経済的に困りの方に対し、学用品費や給食費などの援助を行う制度です。

武蔵野市ではランドセルの購入など入学準備金として有効に活用いただくため、就学援助費のうち、新入学学用品費について入学前に申請を受付け、3月上旬に支給を行います。

**1 支給金額** 57,060円 / 新小学1年生1人 ※令和7年3月上旬頃支給

**2 対象世帯** ※すべてに該当する世帯が受給対象です。

- ☐ 令和7年4月に市立など国公立小学校の1年生になる児童がいる世帯 ※私立は対象外
- ☐ 次の(ア)～(エ)の要件のいずれか1つに該当する世帯
  - (ア) 令和5年1月～12月の世帯全員の収入額が基準以下である(例は下記参照)
  - (イ) 児童扶養手当を受給している(ひとり親世帯)
  - (ウ) 令和6年度中に生活保護の停止・廃止を受けた世帯
  - (エ) 疾病、失業その他特別な事情により令和5年中の収入がアに該当する見込みの世帯
- ☐ 保護者が武蔵野市に在住し、住民登録があること(令和7年2月1日時点で判定)
- ☐ 生活保護を受給していないこと

※新入学学用品費は保護費と合わせて支給されます。他の就学援助費目の受給については、入学後に就学援助費の申請を忘れずに行ってください。

**収入基準額の例(目安)** ※基準額は世帯人数と年齢によって異なります

| 世帯構成の例                 | 世帯収入合計   |
|------------------------|----------|
| 2人家族: 親1人(40歳)、5歳      | 約370万円以下 |
| 3人家族: 夫婦(40歳)、5歳       | 約390万円以下 |
| 4人家族: 夫婦(40歳)、小2、5歳    | 約450万円以下 |
| 5人家族: 夫婦(40歳)、小2、5歳、2歳 | 約480万円以下 |

※収入が給与の方

源泉徴収票の「支払金額」の額

※自営業の方

申告後の所得を給与収入に換算した額で判定

**3 申請方法** 令和7年1月14日(火)午後5時メ切 ※当日消印有効

## 申請書類

- ☐ 就学援助費受給資格認定申請書(水色の紙)

※令和6年1月2日以降に転入された方は、前住所地の課税証明書を添付してください。

## 提出方法

- ☐ 郵送または市役所南棟5F教育支援課の窓口へ ※市政センター受付不可

## 注意事項

- 進学先が未定の方は進学先が市立などの国公立に確定した後に申請してください。
- 締切以降に国公立校への入学に変更した場合など、提出が期限に間に合わない場合は、他の費目と合わせて4月以降に申請が可能です。
- 入学以降にかかる学用品費や給食費等の申請(在校生含む)は、4月以降に学校をとおして申請書を配布します。